

設備投資促進資金

この資金の特徴

- ☑ 成長分野への進出や、人手の省力化、シニア・女性・障害者等の職場環境の整備等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の実施、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の実施を目的とした設備投資に取り組む方向けの資金です。
- ☑ 融資期間**15年間**^(※1)、融資限度額**2億円**^(※1)と長期の安定した資金調達が可能です。
※1 土地・建物の取得等を含む場合に限りです。

次のような方におすすめです

- 成長分野に進出したい、又は成長分野における事業を拡大したい。
- **人手の省力化**や**シニア・女性・障害者等の職場環境の整備等**のために設備投資を行いたい。
- **新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策**を実施するための設備投資を行いたい。

融資条件

		設備資金	運転資金 【設備投資に伴う運転資金に限りです】
限度額		1億5,000万円 (一部2億円 ^(※2))	5,000万円
設備・運転併用の場合は、合計1億5,000万円(一部2億円 ^(※2))			
利率	10年超15年以内	年1.2%以内	令和3年4月1日現在の利率です。 (固定金利)
	5年超10年以内	年1.0%以内	
	3年超 5年以内	年0.9%以内	
	1年超 3年以内	年0.8%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内 (一部1年超15年以内 ^(※2))	1年超7年以内
据置2年以内 元金均等月賦償還			
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内) (ただし、地域経済牽引事業関連保証利用の場合は年0.77%以内)	

※2 土地の取得又は建物の建築・取得に必要な資金を含む場合に限りです。

資金使途

設備資金	運転資金
成長分野への進出、人手の省力化又はシニア・女性・障害者等の職場環境の整備等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の実施、地域経済牽引事業計画の実施を目的とした資金(工場又は店舗等の建設等に必要土地も対象。ただし、取得する土地の面積が建物の敷地面積に比べて著しく大きい場合は対象外。)	設備の新設に伴い必要となる経費 ^(※3) に充てる資金 ※3 新設した機械設備用の材料を購入する費用等

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 設置済み(土地取得済み等)又は支払済みの設備のための資金 等

融資対象者

設備投資促進資金は、次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合を対象としています。

1 次の区分①、②のいずれかに該当する。

区分	条件
①	ア～ウのいずれかの成長分野に進出する者 ^(※4) 、又は成長分野における事業を営んでおり、計画を定めて設備投資を行う者 ア 環境・エネルギービジネス関連事業 イ 健康づくり・長寿社会対応事業 ウ 女性活躍支援事業 (※4)申込み時に当該事業に係る工場、店舗、機械設備等の取得が具体化しているなど、客観的に成長分野の事業に着手していることが必要です。
②	ア～エのいずれかの設備投資を行う者 ア 人手の省力化につながる設備投資 イ シニア、女性、障害者等の職場環境の整備、活躍の場の拡大のための設備投資 ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の実施のための設備投資 エ 知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画を県内で実施する際に必要となる設備投資

2 信用保証対象業種^(※5)を営んでいる。

→所管:埼玉県企業立地課

※5 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則して農林漁業、金融業、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。(区分②エを除く^(※6))
(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。)

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

(※6)区分②エの場合、申込日以前1年以上継続して同一事業を営んでいれば、県内事業所の事業歴が1年未満の場合でも利用可能。

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書 (県所定様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(ひな形:県所定様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・設備投資促進資金に係る認定書(県所定様式14-1) (融資対象者要件区分:①、②ア・イ・ウ) ・地域経済牽引事業計画に係る承認申請書兼事業計画書、承認書の写し及び地域経済牽引事業実施確認書(県所定様式14-2)(融資対象者要件区分:②エ)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
(中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会)

取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店

※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

❗ 融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

お問い合わせはこちらまで

- ・埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
電話:048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。[埼玉県制度融資で検索](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

